

議案第 15 号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 23 号を次のように改める。

(23) 放射線診断科

第 4 条第 3 項中第 26 号を第 27 号とし、第 25 号を第 26 号とし、第 24 号を第 25 号とし、第 23 号の次に次の 1 号を加える。

(24) 放射線治療科

**附 則**

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

市立病院における放射線科の診断及び治療の専門分野をそれぞれ診療科目として明示するため提案するものであります。